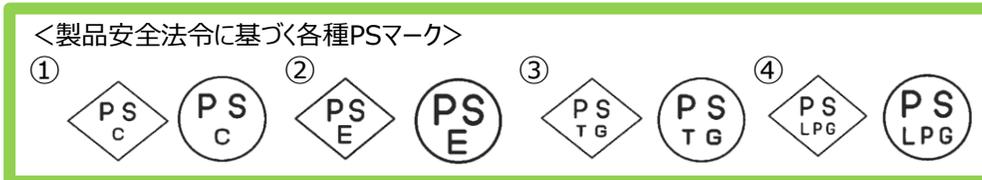


以下の対象製品については、販売・購入の際は必ず**PSマーク**と**製造や輸入を行う国内の事業者（届出事業者）の名称**の表示が付されているか確認下さい。法令に適合した対象製品はPSマーク及び届出事業者名が表示されます。もし、誤って表示のない対象製品をご購入された場合、**法律に違反する疑いがあるだけではなく、安全性が確認されていないので、注意が必要です。**

※PSマークとは、一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、製品安全法令に基づく基準に適合した製品にのみ、貼付が認められ、かつ表示が義務付けられています。製品安全法令は以下の4つの法律のほか関係する政令等となります。

- ①消費生活用製品安全法
- ②電気用品安全法
- ③ガス事業法
- ④液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律



## PSマークの表示が必要な主な製品例

- 携帯用レーザー応用装置
- 乗車用ヘルメット
- 直流電源装置（ACアダプター、バッテリーチャージャー等）
- リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー等）
- カートリッジガスこんろ



## 個人間取引も販売事業者になり得ます。

対象製品を一時的に譲渡するような場合は、販売の事業には当たりませんが、**対価を受けることを条件として、反復継続して対象製品を譲り渡す場合は「販売の事業」となります。**

販売事業者となった場合は、製品安全法令の遵守が必要となります。

法令に違反した場合は、罰則が科されます。

## 製造・輸入事業者が実施するリコールへの協力をお願いします。

○リコール情報は、経済産業省のWEBページなどで確認いただけます。

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/index.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html)



## もっと知りたい方は

本件に関する詳細は、「製品安全ガイド」で検索

製品安全ガイド



問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課（電話：03-3501-4707 E-mail：[metipsd-ihan@meti.go.jp](mailto:metipsd-ihan@meti.go.jp)）